

火 薬 類 消 費 現 場 点 検 時 の
指 導 事 項 集

(1998年度 ~ 2022年度)

(第 6 版)

2023年12月

一般社団法人 日本建設業連合会
公衆災害対策委員会
火薬類対策部会
建設三団体安全対策協議会

は し が き

日本建設業連合会 安全対策本部 公衆災害対策委員会 火薬類対策部会が発行している「火薬類管理自主基準」（以下「自主基準」）は、火薬類消費現場の管理者、火薬類取扱者が火薬類の管理・取扱いを行う上で、守らなければならない事項がまとめられています。さらに現場点検では、「自主基準」の実施状況や火薬類管理の状況を「火薬類消費現場点検表」（以下「点検表」）を活用しながら点検し、適切な自主管理の指導を行っています。

しかしながら、現場点検時において、「点検表」の各項目の記述内容に理解不足や誤解があったり、現場の特異条件に対する適否の判断の違い等から、現場と本・支部専門委員との間で見解の相違が生じることがあります。このため、毎年行われている全国の現場点検結果については、「火薬類消費現場点検結果のまとめ」として公表していますが、「自主基準」の内容をより深く理解し、火薬類管理に生かしていただくために、これまでの内容を集約した「火薬類消費現場点検時の指導事項集」を発行しています。

今回、2020年度～2022年度の内容を追加し、さらに〔火取則〕の改訂、〔自主基準〕の修正に伴い、現行に適するよう見直しを行い、「第6版」として発行しました。本書は「点検表」の点検事項の項目(番号)に沿って整理されており、指摘事項と指導内容を併記することで、指摘された内容が理解しやすくなっています。

火薬類の管理・取扱いを行う場合に、「自主基準」や「点検表」とともに、この「火薬類消費現場点検時の指導事項集」を活用していただくことにより、「自主基準」の趣旨が正確に理解され、適切な火薬類管理が行われることを期待します。

2023年12月

一般社団法人 日本建設業連合会
公衆災害対策委員会
火薬類対策部会
建設三団体安全対策協議会

火薬類消費現場点検時の 指 導 事 項 集 (1998年度～2022年度)

点検事項の番号: 火薬類消費現場点検表Ver1.0(2023.9.20)と共通

| No. | 点検事項 | | 点検項目 | 点検時の指摘事項 | 指導内容 | 年度 |
|-----|------|-----------------|-----------|--|---|--|
| 1 | 1 | (1) 保安責任者の選任・届出 | その他の指導(1) | 昼夜2交代の火薬消費現場で副保安責任者が1名となっている。 | 昼夜2交代で火薬を消費する場合は、それぞれに副保安責任者を配置することが望ましい。 | 2013・2015 2017 |
| 2 | 1 | (1) 保安責任者の選任・届出 | その他の指導(1) | 火薬類保安管理組織表の保安責任者の欄に資格記入欄がない。 | 火薬類保安管理組織表の保安責任者の欄に「甲種」を記入する資格欄を追加することが望ましい。 | 2013 |
| 3 | 1 | (1) 保安責任者の選任・届出 | 2 | 協力会社の従業員の出向手続きが行われていない。 | 保安責任者として協力会社の従業員を選任する場合は文書による出向手続きを行うこと。 | 2000・2006 2007 |
| 4 | 1 | (1) 保安責任者の選任・届出 | 2 | 協力会社の従業員の出向手続きを行い、保安責任者として選任している。出向届はあるが、本人の承諾書がない。 | 保安責任者を協力会社から出向させて選任する場合は、雇用関係が裏づけられる書面をもって行き、本人の承諾書を添えること。本人の同意を得ている場合でも、確認できる印またはサインを追加すること。 | 2002・2003 2006・2009 2010・2011 2012 |
| 5 | 1 | (1) 保安責任者の選任・届出 | その他の指導(2) | 保安責任者と取扱従事者が兼務となっている。 | 保安責任者と取扱従事者の兼務は避けることを基本とすること。 | 2007・2009 2010・2011 2012・2014 2015・2016 |
| 6 | 1 | (2) 取扱従事者の指名・届出 | 4 | 黄色手帳保持者を取扱従事者とする場合、安衛法上許される補助作業のみに限定されるが、その作業内容が明確になっていない。 | 発破作業における補助作業内容を確認し、適正配置するとともに保安管理組織表に明記すること。 | 2000 |
| 7 | 1 | (3) 保安責任者の常駐 | 8 | 保安責任者が不在となる場合、代理者への職務引継がされていることが確認できない。 | 不在となる場合、「業務引継記録書」等で、引継以後の実施事項を記録し、責任の所在を明確にすること。 | 2000・2010 |
| 8 | 2 | (1) 身元等の確認 | その他の指導(9) | 身元等の確認は、自主基準に従っているが、一覧表にまとまっていないためチェックしにくい。 | 自主基準の参考例に従い、チェックしやすいように一覧表にまとめること。 | 2014・2018 2019 |

火薬類消費現場点検時の 指 導 事 項 集 (1998年度～2022年度)

点検事項の番号: 火薬類消費現場点検表Ver1.0(2023.9.20)と共通

| No. | 点検事項 | | 点検項目 | 点検時の指摘事項 | 指導内容 | 年度 |
|-----|------|--------------|----------------|---|--|-------------------------------------|
| 9 | 2 | (1) 身元等の確認 | 10 | 火薬類取扱者に対し心身の障害による火薬類の取扱者の制限に関して、医師の診断書及び面接等による確認がなされていない。 | 心身の障害による火薬類取扱者の制限に関して医師による確認をし、診断書及び面接等により確認した記録を残すこと。 | 2007・2008 2009・2010 2015・2017 |
| 10 | 2 | (2) 名簿等の整備 | 11 13 | 火薬類取扱者名簿の作成が行われているが、異動等に関する記載が管理されていない。 | 火薬類取扱者名簿は、「自主基準」で示した様式（異動が分かるもの）またはこれと同等のものを使用し、名簿及び資料は異動の都度整理し、変更履歴を記載すること。 | 2003・2007 2011 |
| 11 | 2 | (2) 名簿等の整備 | 12 | 有効期限の切れた保安手帳の写しが、名簿に添付されている。 | 保安手帳の写し等、常に最新のものに改訂すること。 | 2007・2014 2018 |
| 12 | 2 | (2) 名簿等の整備 | その他の指導 (12) | 保安手帳の写し等の保管箇所がわかりにくい。 | 保安手帳の写し等は名簿にわかりやすく添付すること。 | 2019 |
| 13 | 3 | (1) 本・支店の点検 | 17 | 本支店のパトロール時にチェックリストが使用されておらず、点検内容が分からない。 | パトロール時は、最新版の「点検表」またはこれと同等のチェックリストを使用して、指導内容が分かるように記録すること。 | 2002・2006 2008 |
| 14 | 3 | (1) 本・支店の点検 | その他の指導 (17) | 社内チェックリストを使用しているが、古い内容が一部ある。 | チェックリストは日建連様式等の最新版もしくは、日建連様式と同程度の点検表で管理をすること。 | 2009・2016 |
| 15 | 3 | (2) 事業場の自主点検 | 18 | 火薬庫、自動警報装置の点検が毎日実施されていないこと、及び記録がない。 | 火薬庫及び自動警報装置は日常点検が義務付けられている。点検は毎日実施し、巡回点検表に記録すること。 | 2004 |
| 16 | 3 | (2) 事業場の自主点検 | 19 | 当現場はまだ未消費の段階であるが、施設の点検がなされていない。 | 未消費の段階であっても、消費許可を受けて施設が設置されているので、休日を除く毎作業日に巡回点検を行い点検表に記録すること。 | 2004・2014 |
| 17 | 3 | (2) 事業場の自主点検 | その他の指導 (19) | 「漏電等による爆発を防止する措置の確認」が点検されていない。 | 消費場所の点検は、「自主基準」様式またはこれと同等の点検表により点検すること。 | 2009 |
| 18 | 3 | (2) 事業場の自主点検 | その他の指導 (19) | 休日に消費場所の点検がなされていない。 | 休工日以外は点検を行うこと。 (火薬類消費管理に関する質疑応答集を参照のこと)。 | 2013 |

火薬類消費現場点検時の 指 導 事 項 集 (1998年度～2022年度)

点検事項の番号: 火薬類消費現場点検表Ver1.0(2023.9.20)と共通

| No. | 点検事項 | | 点検項目 | 点検時の指摘事項 | 指導内容 | 年度 |
|-----|------|--------------|------------|---|---|---|
| 19 | 3 | (2) 事業場の自主点検 | 20 | 自動警報装置の月例点検の記録がない。 | 自動警報装置は日常における機能の点検と月例検査も実施して記録すること。 | 2004 |
| 20 | 3 | (2) 事業場の自主点検 | 22 | 日常点検を従事者が行っている。 | 日常点検は保安責任者が実施すること。 | 2016・2018 |
| 21 | 3 | (2) 事業場の自主点検 | 22 | 各種の点検表、検査表の記載内容を保安責任者、所長が確認していない。 | 保安責任者及び現場の所長は、記載された内容を確認して必要に応じてコメントを記入し、担当者に指示をすること。 | 2004 |
| 22 | 3 | (2) 事業場の自主点検 | その他の指導(22) | 点検表に確認者の確認印がない。 | 現場点検終了後は、担当者の捺印を押すこと(またはサイン)。 | 2009 |
| 23 | 3 | (2) 事業場の自主点検 | その他の指導(22) | 点検表の評価欄が、パソコンで全て確認済みとなっている。 | 点検表の評価欄は自筆で記入のこと。 | 2009 |
| 24 | 3 | (2) 事業場の自主点検 | 23 | 日常点検表及び月例点検表が事務所に備えていない。 | 記載された各種の点検表等は、ファイルして事務所に備え置くこと。 | 2004・2014 |
| 25 | 4 | (1) 災害防止協議会等 | 26 | 毎月の災害防止協議会(安全衛生協議会)において、元請からの火薬類取扱管理に関する指導教育がなされていない。 | 元請は、災害防止協議会(安全衛生協議会)において、火薬類消費における保安管理について協議事項に加えて指導し、記録しておくこと。 | 2002・2003 2004・2007 2008・2014 2016 |
| 26 | 4 | (3) 緊急連絡体制 | 28 | 現場の緊急連絡表はあるが、消費許行政等の緊急連絡先を追記していない。 | 消費許行政等の関係連絡先及びその電話番号等を明記した緊急連絡表を作成し、事務所、詰所等の関係者の見やすいところに掲示すること。 | 2001・2010 2014・2015 2016 |
| 27 | 4 | (3) 緊急連絡体制 | 29 | 詰所や休憩所において、緊急時連絡表が見やすい場所に掲示されていない。 | 作業従事者の見やすい場所に掲示し直すこと。 | 2000 |
| 28 | 4 | (3) 緊急連絡体制 | 29 167 | 見張所に、緊急時連絡表、雷対策が掲示されていない。 | 緊急時連絡表、雷対策表等周知すべき必要なものは必ず掲示すること。 | 2000・2008 |

火薬類消費現場点検時の 指 導 事 項 集 (1998年度～2022年度)

点検事項の番号: 火薬類消費現場点検表Ver1.0(2023.9.20)と共通

| No. | 点検事項 | | 点検項目 | 点検時の指摘事項 | 指導内容 | 年度 |
|-----|------|---------------|------------|---|--|--------------------------------|
| 29 | 4 | (4) 火薬類保安管理組織 | 30 | 取扱所、火工所の責任者の人数が多すぎて責任が不明確になりやすい。 | 責任者の人数は管理上適正な人数とし責任を明確にする組織とすること。 | 2002 |
| 30 | 4 | (4) 火薬類保安管理組織 | 30 | 保安管理組織表で記入もれがある。 (火工所の見張人、運転者等が指名されていない) | 火工所の見張監視が必要な場合は、あらかじめ見張人の指名をすること。ただし、取扱所の運転者は、火工所が近く歩行可能な場合は不要である。 | 2006・2008 2012・2014 2020 |
| 31 | 4 | (4) 火薬類保安管理組織 | 30 | 保安管理組織表に火薬庫～取扱所(公道車両運搬)間の見張人、運転者が組み入れられていない。 | 火薬類取扱者全員を保安管理組織表に組み入れ、指揮監督関係を明らかにすること。 「火薬類・高圧ガス取締月報第178号」 | 2013 |
| 32 | 4 | (4) 火薬類保安管理組織 | その他の指導(30) | 保安管理組織表が、現場組織と一致していない。 | トンネル工事で1の方、2の方で現場を管理する場合、保安管理組織表は1の方、2の方に分けて保安管理組織表を作成、管理すること。 | 2009 |
| 33 | 4 | (4) 火薬類保安管理組織 | その他の指導(30) | 現場には貯蔵設備はないが、保安管理組織表にその表記があり分かりにくい。また、資格の表記がない。 | 保安管理組織表は貯蔵がない場合、消費のみを表記する。また、資格を表記すること。 | 2011 |
| 34 | 4 | (4) 火薬類保安管理組織 | その他の指導(30) | 保安管理組織表の火工所見張人が運搬員となっている。 | 火工所は見張人を指名し、保安管理組織表に記載すること。保安管理組織表の書式はできるだけ「自主基準」様式に合わせること。 | 2009・2012 2018 |
| 35 | 4 | (4) 火薬類保安管理組織 | その他の指導(30) | 保安管理組織表で、取扱所・火工所における職務内容が不明確である。 | 保安管理組織表で、取扱所・火工所における職務内容が明確になるように記載すること。 | 2009・2018 |
| 36 | 4 | (4) 火薬類保安管理組織 | その他の指導(30) | 保安管理組織表で、取扱所と火工所がまとめて表記されている。 | 取扱所と火工所は要求される管理項目が同一ではないので、分離して明確に表記すること。 | 2012 |
| 37 | 4 | (4) 火薬類保安管理組織 | その他の指導(30) | 保安管理組織表の保安責任者の代理者が2名、副が1名となっている。 | 保安管理組織表において、代理者が2名であるより副保安責任者が2名配置のほうが望ましい。副保安責任者は、取扱所や火工所あるいは発破作業の立会などの日常業務があるため、昼夜2方作業であればそれぞれに配置すること。 | 2012 |

火薬類消費現場点検時の 指 導 事 項 集 (1998年度～2022年度)

点検事項の番号: 火薬類消費現場点検表Ver1.0(2023.9.20)と共通

| No. | 点検事項 | | 点検項目 | 点検時の指摘事項 | 指導内容 | 年度 |
|-----|------|---------------|------------|--|--|-------------------|
| 38 | 4 | (4) 火薬類保安管理組織 | その他の指導(30) | 保安管理組織表で、取扱従事者は切羽ごとに明確に区分されて表記されているのに対し、副保安責任者は3切羽分がまとめて表記されており、責任が不明確である。 | 副保安責任者も切羽毎に配置し、副保安責任者の対応が明確になるよう保安管理組織表に記載すること。 | 2012 |
| 39 | 4 | (4) 火薬類保安管理組織 | その他の指導(30) | 保安管理組織表で、副保安責任者と取扱所、火工所責任者が兼務する体制となっている。 | 副保安責任者と取扱所、火工所責任者の兼務は避けることが望ましい。 | 2019・2020 |
| 40 | 4 | (4) 火薬類保安管理組織 | その他の指導(30) | 保安管理組織表で、発破従事者に予備員等の記載があり、職務項目が明示されていない。 | 発破従事者の休日の交代要員等である場合でも、発破従事者の職務項目を保安管理組織表に記載すること。 | 2019 |
| 41 | 4 | (4) 火薬類保安管理組織 | その他の指導(30) | 記載様式が異なる2枚の保安管理組織表(申請用、掲示用)が掲示されている。 | 記載様式を統一すること。 | 2014 |
| 42 | 4 | (4) 火薬類保安管理組織 | その他の指導(30) | 運転者と運搬員の区別が明示されていない。 | 運転者と運搬員の区別を明示すること。 | 2015 |
| 43 | 4 | (4) 火薬類保安管理組織 | 31 | 保安管理組織表の掲示がないこと。 | 保安管理組織表は事務所、詰所等の見やすいところに掲示すること。 | 2004・2005 |
| 44 | 4 | (4) 火薬類保安管理組織 | その他の指導(31) | 保安管理組織表の様式が独自のものを使用している。 | 保安管理組織表は自主基準様式で整理することを推奨している。 | 2022 |
| 45 | 4 | (4) 火薬類保安管理組織 | 32 | 取扱所、火工所の責任者の変更訂正がなされていない。 | 保安管理組織表は取扱所、火工所の責任者を変更の都度訂正すること。 | 1998・2006 |
| 46 | 4 | (4) 火薬類保安管理組織 | 32 | 届け出者のうち一部が保安管理組織表に記載されていない。 | 保安管理組織表には火薬類取扱者全員を記入すること。 | 1999 |
| 47 | 4 | (4) 火薬類保安管理組織 | 32 | 保安管理組織表に、作成(または改訂)年月日が記入されていないこと。 | 保安管理組織表(作成及び改訂)には届出日と同一の年月日を記入すること。改訂の時は前の改訂年月日を残すなどして改訂の履歴が分かるよう記入すること。 | 2001・2004 2010 |

火薬類消費現場点検時の 指 導 事 項 集 (1998年度～2022年度)

点検事項の番号: 火薬類消費現場点検表Ver1.0(2023.9.20)と共通

| No. | 点検事項 | | 点検項目 | 点検時の指摘事項 | 指導内容 | 年度 |
|-----|------|------------------|------------|--|---|------------------------|
| 48 | 4 | (4) 火薬類保安管理組織 | 32 | 保安管理組織表が消費関係のみの記載で火薬庫(貯蔵)関係の記載がない(当初は問題なかった)。 | 保安管理組織表は、常に最新のものとし、改定の履歴がわかるようにすること。 | 2002 |
| 49 | 4 | (4) 火薬類保安管理組織 | 32 | 消費許可申請時に提出した火薬類取扱保安責任者名簿(火薬庫及び消費場所)と火薬類取扱従事者名簿はあるが、保安管理組織表がない。 | 火薬類取扱保安責任者専任届には火薬庫(正1人・代1人)、消費場所(正1人・代1人・副3人)が選任されているが指揮系統が不明確である。これを明確にして保安管理組織表を作成すること。 | 2004 |
| 50 | 4 | (4) 火薬類保安管理組織 | 32 | 取扱従事者のうち、記載洩れがある。 | 従事者名簿は正確に全員記載すること。また、変更の都度保安管理組織表に記載し、変更履歴も記載すること。 | 2004 |
| 51 | 4 | (4) 火薬類保安管理組織 | 32 | 火薬類取扱者に異動があり、保安管理組織表は訂正して最新版になっていたが、変更履歴の記載が古いままになっている。 | 保安管理組織表に変更があった場合はその都度変更履歴を最新のものに書き替えること。 | 2005・2015 2016・2018 |
| 52 | 4 | (4) 火薬類保安管理組織 | 32 | 自主管理体制の保安管理組織表の変更履歴が記載されていない。 | 自主管理体制の保安管理組織表は「自主基準」様式を使用し、変更履歴が明確になるように管理すること。 | 2007・2014 2016 |
| 53 | 4 | (4) 火薬類保安管理組織 | 32 | 運搬員が多く選任されており管理に問題がある。 | 運搬員の人数を減らし、確実な管理ができるよう適正な配置にすること。 | 2007・2012 |
| 54 | 4 | (4) 火薬類保安管理組織 | その他の指導(32) | 保安責任者名簿及び従事者名簿、変更履歴に転記ミスがある。 | 転記ミスの箇所を修正すること。 | 2017・2019 |
| 55 | 4 | (4) 火薬類保安管理組織 | その他の指導(32) | 保安管理組織表に記載する変更履歴が許可申請ごとの記載となっている。 | 保安管理組織表には、当初の許可申請からの変更履歴を全て記載すること。 | 2018 |
| 56 | 5 | (1) 保安教育計画の策定と実施 | 34 | 教育計画は自主基準で示した内容に準じて策定するが、保安教育に計画性がない。 | 総合教育及び重点教育等は、教育計画に基づいて教育を行うこと。 | 1999 |
| 57 | 5 | (1) 保安教育計画の策定と実施 | 34 | 保安教育の教育計画に発破作業に関する教育項目がない。 | 所定項目を網羅した教育とするよう教育計画を修正すること。 | 2008 |

火薬類消費現場点検時の 指 導 事 項 集 (1998年度～2022年度)

点検事項の番号: 火薬類消費現場点検表Ver1.0(2023.9.20)と共通

| No. | 点検事項 | | 点検項目 | 点検時の指摘事項 | 指導内容 | 年度 |
|-----|------|------------------|------------|--|---|---|
| 58 | 5 | (1) 保安教育計画の策定と実施 | その他の指導(34) | 総合教育と重点教育の時間が適切ではない。 | 「自主基準」に標準的な時間が示されており参考にするこ と (総合教育90分、重点教育60分)。 | 2012・2019 |
| 59 | 5 | (1) 保安教育計画の策定と実施 | 35 | 総合教育は、6か月ごとに幹部従業員及び火薬類関係従事者全員を対象に実施するが、火薬類取扱者のみに実施されている。 | 保安教育の総合教育は火薬類取扱者のみではなく、例えば、職員全員、発破により退避をしなければならない場所で作業する業種、または、発破のずり運搬作業、生コン運搬などの関連する業種に従事する幹部も含めて実施すること。 | 2000・2002 2003・2004 2006・2007 2008・2009 2010・2011 2014・2016 2017・2019 |
| 60 | 5 | (1) 保安教育計画の策定と実施 | 37 | 新規入場時の保安教育をしていない。 | 新規入場者には新規入場者教育を行い、記録すること。 | 2004 |
| 61 | 5 | (1) 保安教育計画の策定と実施 | その他の指導(37) | 地山の変化により火薬を使用せずに機械掘削で施工している。 | 火薬の使用を再開する際には、計画変更時の教育を実施した後、作業を再開すること。 | 2010 |
| 62 | 5 | (1) 保安教育計画の策定と実施 | 38 | 保安教育を欠席した者に対し行う追加教育の実施が確認できない。 | 追加教育時は、サインや状況写真等で受講記録を残すこと。 | 2006 |
| 63 | 5 | (1) 保安教育計画の策定と実施 | 38 | 保安教育、追加教育の実施記録がない。 | 保安教育、追加教育等は状況写真等でより確実に確認できるように記録を残すこと。 | 2007・2019 |
| 64 | 5 | (1) 保安教育計画の策定と実施 | 38 | 総合教育時にJV職員のサインがない。 | 総合教育の実施記録には出席者全員がサインをすること。 | 2007 |
| 65 | 5 | (1) 保安教育計画の策定と実施 | その他の指導(38) | 欠席者に対する教育は実施されているが状況写真がない。 | 追加教育時は、サインや状況写真等で受講記録を残すことが望ましい。 | 2013・2017 |
| 66 | 5 | (1) 保安教育計画の策定と実施 | その他の指導(38) | 今後、教育対象が2社以上になるが、保安教育実施記録に所属会社名の記入欄がない。 | 実施記録に所属会社名の記入欄を追加すること。 | 2017 |

火薬類消費現場点検時の 指 導 事 項 集 (1998年度～2022年度)

点検事項の番号: 火薬類消費現場点検表Ver1.0(2023.9.20)と共通

| No. | 点検事項 | | 点検項目 | 点検時の指摘事項 | 指導内容 | 年度 |
|-----|------|--------------|------------|--|--|-----------|
| 67 | 6 | (1) 位置の制限 | その他の指導(39) | 梅雨、台風時に想定される自然災害に対して、特に火薬類の保管に関する側面について事前検討が行われていない。 | 事前検討を行い必要な対策を講じること。また、結果については手順化し関係者に周知すること。 ※「自主基準」参考8の「二級火薬庫の自然災害対策に関する暫定運用指針について」に基づいて避難場所の設定、火工品庫の保管量の制限、退避訓練などの基準を定めて運用すること。 | 2012 |
| 68 | 6 | (4) 外柵 (警戒柵) | 43 | 火薬庫の建物外壁と外柵の間隔が1m以下である。 | 火薬庫の建物外壁と外柵の間隔は1m以上とすること。 | 2016 |
| 69 | 6 | (4) 外柵 (警戒柵) | 44 | 火薬庫の有刺鉄線張り外柵の支柱間隔が基準の1mを越えている。 | 火薬庫、取扱所、火工所、庫外貯蔵庫等の有刺鉄線張り外柵の各支柱間隔は1m以下とすること。 | 2001・2009 |
| 70 | 6 | (4) 外柵 (警戒柵) | 45 | 火薬庫の有刺鉄線張り外柵で、各支柱間のタスキ配線がない。 | 火薬庫、取扱所、火工所、庫外貯蔵庫等の有刺鉄線張り外柵は、支柱間ごとにタスキ配線をする。 | 2001・2008 |
| 71 | 6 | (4) 外柵 (警戒柵) | 46 | 菱形金網張りの外柵の忍び返しにタスキ掛けがない。 | 外柵の忍び返しには支柱間ごとに有刺鉄線でタスキ配線を設置すること。 | 2005 |
| 72 | 6 | (7) 受払帳簿 | 52 | 受払帳簿の記載で、数字の訂正をする際に重ね書きした紛らわしいものが見られる。 | 紛らわしい重ね書きをせず、取消し線(=)を引いて訂正し、訂正印を押印すること。 | 2002 |
| 73 | 6 | (8) 防火対策その他 | 53 | 火薬庫外柵周辺に樹木及び土堤に草が繁茂している。 | 火薬庫外柵の内側及び外側の防火空地範囲は、樹木や雑草を取り除くこと。 | 2014・2016 |
| 74 | 6 | (8) 防火対策その他 | 53 | 境界から幅2m以上の防火空地が確保されていない。 | 境界から幅2m以上の防火空地を確保すること (必要以外なものは撤去のこと)。 | 2008 |
| 75 | 6 | (8) 防火対策その他 | 53 | 爆薬庫周囲の土手法尻から2m以上の防火空地が確保されていない。車道側についても防火空地の確保と明示がなされていない。 | 爆薬庫周囲の土手法尻から2m以上の防火空地を確保すること。車道側については防火空地の確保と明示をすること。 | 2011 |

火薬類消費現場点検時の 指 導 事 項 集 (1998年度～2022年度)

点検事項の番号: 火薬類消費現場点検表Ver1.0(2023.9.20)と共通

| No. | 点検事項 | | 点検項目 | 点検時の指摘事項 | 指導内容 | 年度 |
|-----|-------------|---|-----------------|---|---|-----------|
| 76 | 8 9 | (8) 防火対策その他 (9) 防火対策その他 | その他の指導 (54) | 取扱所及び火工所に配置している砂に「防火砂」の表示がある。 | 砂は侵入防止用であるので「防火砂」の「防火」を消すこと。 | 2013 |
| 77 | 6 | (8) 防火対策その他 | その他の指導 (55) | 爆薬庫、火工品庫周囲の土側溝に水が滞留している。 | 爆薬庫、火工品庫周囲の土側溝は、湿気防止のため適切な勾配を設け、水の滞留がないように改善することが望ましい。 | 2011 |
| 78 | 6 8 9 | (8) 防火対策その他 (9) 防火対策その他 (9) 防火対策その他 | 57 99 126 | 除電棒のアースとしての接地が十分でないことが予想される。 | 除電棒の接地は十分行うこと（接地抵抗を確認する）。火薬庫、取扱所、火工所に人体の静電気除去を目的に除電棒を設置するが、地中の状況や設置の状況等によっては目的を果たさない場合があるので、ESバー（自己放電式除電棒）を設置することが望ましい。 | 2006 |
| 79 | 6 | (8) 防火対策その他 | 59 | 火薬類を収納した箱等が、壁から30cm以上隔てられていない。 | 火薬類を収納した箱等は、内壁から30cm以上隔てられ、枕木またはスノコを置いて平積みとし、その高さは1.8m以下とすること。 | 2007・2012 |
| 80 | 7 | (3) 構造・設備 | 65 | 火薬類の消費が中断していたが、火薬庫の警報装置が故障していた（修理は手配中）。 | 火薬庫が設置されている期間は、火薬の消費が中断中であっても施設の点検が義務付けられているので、速やかに正常に戻すこと。 | 2002 |
| 81 | 8 | (1) 位置の制限 | 71 | 取扱所の脇には斜路があり、車両が飛び込む危険がある。 | 交通車輛等から取扱所、火工所を守るため、道路の端にガードレールを設置し、また運転手に注意を喚起するように交通事故防止用看板、標示等を設置すること。 | 2001・2006 |
| 82 | 8 9 | (1) 位置の制限 | 71 100 | 取扱所・火工所が将来工事用道路に面したり、法面上部より落下物の危険が考えられるのに防護柵等の措置がなされていない。 | 将来を考慮し、防護柵設置の検討を行うこと。 | 2007 |
| 83 | 8 9 | (1) 位置の制限 | 71 100 | 保安空地内に動力線が配線されている。 | 取扱所及び火工所は動力線等に対し安全な場所に設置するとともに、動力線等は保安空地外に移設すること。 | 2018 |

火薬類消費現場点検時の 指 導 事 項 集 (1998年度～2022年度)

点検事項の番号: 火薬類消費現場点検表Ver1.0(2023.9.20)と共通

| No. | 点検事項 | | 点検項目 | 点検時の指摘事項 | 指導内容 | 年度 |
|-----|--------|------------|-----------------|--|--|------|
| 84 | 8 | (1) 位置の制限 | その他の指導(71)(100) | 取扱所及び火工所背面斜面上部の伐採木について、転落の危険が感じられる。 | 取扱所及び火工所背面斜面上部の伐採木について、処理方法を検討すること。 | 2012 |
| 85 | 8 | (1) 位置の制限 | その他の指導(72)(101) | 取扱所の吹付けプラント側の保安空地内に法肩が位置し、切土法面となっているが、地質が崖錐堆積物で不安定である。 | 侵食防止、崩壊防止処置を講ずることが望ましい。 | 2014 |
| 86 | 8 | (1) 位置の制限 | その他の指導(72) | 取扱所が本線盛土肩部に設置されている。 | 取扱所は盛土肩部等降雨で崩れる可能性のあるところは避けて設置する。 | 2016 |
| 87 | 8 9 | (1) 位置の制限 | その他の指導(72)(101) | 設置場所が急斜面沿いの細長い用地であり、法面崩壊のリスクが考えられる。 | 念のため、大雨や地震の際の法面点検を実施すること。 | 2017 |
| 88 | 8 | (1) 位置の制限 | 73 | 取扱所に雨水の流入の恐れがある。 | 雨水の流入のおそれがある場合は、周囲に排水対策を施すこと。 | 2006 |
| 89 | 8 | (1) 位置の制限 | その他の指導(73) | 雨水対策として排水溝を設けているが、排水溝に水が滞留している。 | 排水溝には適切な勾配を設け、水の滞留がないように改善することが望ましい。 | 2007 |
| 90 | 8 | (2) 保安上の距離 | 74 | 取扱所と火工所の相互の離間距離を正規にとれない場合の特例措置を適用して中間に防爆壁を設置しているが、計画届の記載と相違がある。また、取扱所に最大存置量を明示していない。 | ①行政機関に火薬類消費許可申請書の記載事項変更届を速やかに提出すること。 ②取扱所には、最大存置量を明示すること。 (注) ・防爆壁を設置する場合の離間距離にて、火薬類取扱所、火工所を設置する場合は、管轄の行政機関の許可が必要である。 ・防爆壁の設置位置は、取扱所、火工所各々の建物外壁から2m以上の距離で、できるだけ接近させた位置とすること。 | 2002 |

火薬類消費現場点検時の 指 導 事 項 集 (1998年度～2022年度)

点検事項の番号: 火薬類消費現場点検表Ver1.0(2023.9.20)と共通

| No. | 点検事項 | | 点検項目 | 点検時の指摘事項 | 指導内容 | 年度 |
|-----|--------|------------|-----------------|--|--|------------------------|
| 91 | 8 | (2) 保安上の距離 | 74 | 取扱所と火工所及びその中間の防爆壁が、狭い構台上に設置されており、防爆壁は工事車両が接触することなどによる転倒が懸念される。 | 控えを取るなどの転倒防止措置を行うこと。 | 2003 |
| 92 | 8 | (2) 保安上の距離 | 74 | 取扱所と防爆壁について、取扱所外柵と防爆壁の距離が1m以下（保安空地が1m以下）であった。 | 許可を受けていることから、その他の指導とするが、今後は自主基準に準拠した構造とすること。 | 2017 |
| 93 | 8 | (2) 保安上の距離 | その他の指導(75) | 取扱所と火気を使用しない設備（給水設備・濁水処理設備、換気設備、変電設備等）との離隔が10m以内である。 | 行政機関の許可を受けていることから、その他の指導とするが、今後の計画時には離隔距離を確保できるように考慮すること。 | 2017・2018 |
| 94 | 8 9 | (2) 保安上の距離 | その他の指導(75)(103) | 火工所と倉庫の距離が10m未満となっている。 | 取扱所と火工所は常時火気を取扱う事業用施設（修理工場等）との距離は20m以上とすること。火気を取扱わない事業用施設（休憩所、倉庫等）との距離は10m以上が望ましい。今後の計画時には離隔距離を確保できるように留意すること。 | 2020・2022 |
| 95 | 8 | (3) 構造・設備 | 76 | 雨漏りが発生している。 | 早急に修理すること。 | 2003 |
| 96 | 8 9 | (3) 構造・設備 | 76 104 | 取扱所、火工所の基礎固定アンカーボルトが、基礎コンクリートの上に露出している。 | 取扱所、火工所の基礎、骨組み、壁等の構造は被覆し、外部にボルト・ナット類を表さないようにして、基礎固定アンカーボルト頭部は、モルタルまたは鉄板等で覆うこと（当初の設置工事のときに十分注意する必要がある）。 | 2001・2007 2012 |
| 97 | 8 9 | (3) 構造・設備 | 76 104 | 取扱所、火工所の屋根に飛石の防護を施しており、消費許可申請時と異なった構造となっている。 | 設置時に提出した許可申請書の記載内容に変更があった場合には、記載事項変更届を速やかに行政機関に届出ること。 | 2002 |
| 98 | 8 9 | (3) 構造・設備 | 78 106 | 取扱所の出納台に落下防止の縁さんがない。 | 火工所の作業台のみでなく、取扱所の出納台にも落下防止の縁さんをつけること（縁さん高さ10～15mm）。 | 2002・2007 2008・2015 |

火薬類消費現場点検時の 指 導 事 項 集 (1998年度～2022年度)

点検事項の番号: 火薬類消費現場点検表Ver1.0(2023.9.20)と共通

| No. | 点検事項 | | 点検項目 | 点検時の指摘事項 | 指導内容 | 年度 |
|-----|--------|-----------|-----------------|--|--|---|
| 99 | 8 | (3) 構造・設備 | 78 | 導火管付き雷管を使用して発破を行っているが、取扱所内は床に置かれた状態で整理が良くない。 | 取扱所には整理棚を設けて整理を良くして管理すること。導火管付き雷管を使用する発破を計画した場合の取扱所は、収納や整理が容易な広さなどを考慮して計画することが必要である。事前に納入業者と相談することを勧めたい。 | 2003 |
| 100 | 8 | (3) 構造・設備 | 78 | 整理棚の使用合板の板厚が薄い。出納台の縁さん高さが不足している。 | 整理棚及び出納台の仕様は「自主基準」で定めた数値を確保すること。 ※整理棚(板厚15mm以上、合板の場合は12mm以上) 出納台(縁さん高さ10～15mm) | 2007・2014 2015・2017 |
| 101 | 8 | (3) 構造・設備 | 78 | 整理棚の枠数が不適切である。 | 雷管の種類・段数に応じ、整理棚の枠数を確保するとともに表示を行うこと。また、雷管の段数ごとに間仕切りを入れて管理すること。 | 2012・2014 2015・2016 2017・2018 2019 |
| 102 | 8 | (3) 構造・設備 | 78 | 取扱所の整理棚の枠数をブックエンドを使用し確保しているが、不完全である。 | 木製の間仕切りを施すこと。 | 2014 |
| 103 | 8 | (3) 構造・設備 | その他の指導(78)(106) | 申請許可資料の発破段数と実施工段数が相違している。 ※申請資料10段、実施工13段 | 発破段数の変更計画書を火薬類消費許可申請書等記載事項変更届として許認可者へ遅滞なく届出すること。 また、整理棚は雷管の種類・段数毎に収納できる枠数を確保すること。 | 2012 |
| 104 | 8 9 | (3) 構造・設備 | その他の指導(78)(106) | 整理棚の段数表示がない。 | 取扱所、火工所の整理棚の段数表示は、使用する全段数を表示すること。 | 2006・2015 |
| 105 | 8 | (3) 構造・設備 | その他の指導(78) | 取扱所の整理棚が、合板が貼り合わせて、中空になっている可能性がある。 | 取扱所の整理棚の厚さを再確認し、基準を満たすこと。 | 2009 |
| 106 | 8 | (3) 構造・設備 | 79 | 取扱所の外部照明の支柱が、外柵の外側に接して設置されている。 | 外柵から、1m以上離して設置し直すこと。 | 2000 |

火薬類消費現場点検時の 指 導 事 項 集 (1998年度～2022年度)

点検事項の番号: 火薬類消費現場点検表Ver1.0(2023.9.20)と共通

| No. | 点検事項 | | 点検項目 | 点検時の指摘事項 | 指導内容 | 年度 |
|-----|--------|-------------|-------------------------|---|---|-----------|
| 107 | 8 | (4)境界柵 (外柵) | 80 | 取扱所建物外壁と柵の間隔が1m未満で設置されている。(敷地には余裕がある) | 外柵は建物の外壁から1m以上離して設置すること。 | 2000 |
| 108 | 8 | (4)境界柵 (外柵) | 80 | 取扱所保安空地内に動力線がある。 | 動力線を保安空地外に移動すること。 | 2010・2014 |
| 109 | 8 | (4)境界柵 (外柵) | 80 | 取扱所の保安空地内に単管支柱がある。 | 取扱所の外柵の近くに設置されている単管支柱を撤去すること (外柵を乗り越える足場になる懸念がある)。 | 2015 |
| 110 | 8 9 | (4)境界柵 (外柵) | 80 109 | 保安空地は、1m以上確保されているが、持ち運びが容易なパレット等が置かれている。 | 保安空地は1m以上確保し、保安空地内には何も置かないこと。 | 2011・2012 |
| 111 | 8 9 | (4)境界柵 (外柵) | その他の指導 (80) (109) | 取扱所、火工所の保安空地は確保されているが、これらに近接した資材置き場の資材が散乱し、防犯管理上好ましくない。 | 取扱所、火工所の設置位置と資材置き場が近接している場合、資材の整理と管理の維持に努めること。 | 2006 |
| 112 | 8 9 | (4)境界柵 (外柵) | 80 109 | 消火器、ほうきが取扱所、火工所の外柵のすぐ横に置かれている。 | 保安空地は1m以上確保し、保安空地内には何も置かないこと。また、竹ほうきは、取扱所、火工所等の施設付近に置かないこと。 | 2006・2011 |
| 113 | 8 9 | (4)境界柵 (外柵) | 80 109 | 取扱所、火工所ともに背面に石積み擁壁があり1m以上の保安空地が確保されていない。 | 取扱所、火工所ともに背面に石積み擁壁がある場合、保安空地を維持するため、保安距離1mを確保して外柵を設け、かつその高さは1.8m以上確保すること。 | 2007 |
| 114 | 8 9 | (4)境界柵 (外柵) | 80 109 | 取扱所、火工所付近に火薬運搬箱入れの容器が放置されている。 | 取扱所、火工所付近に火薬運搬箱入れの容器等足場となるような物を置かないこと (運搬箱は運搬車に入れる)。 | 2007 |
| 115 | 8 9 | (4)境界柵 (外柵) | 80 109 | 保安空地内に配管が存置されている。 | 足場板等で防護して、保安空地は1m以上とし、足場板から外柵高さ1.8mを確保すること。 | 2013・2016 |

火薬類消費現場点検時の 指 導 事 項 集 (1998年度～2022年度)

点検事項の番号: 火薬類消費現場点検表Ver1.0(2023.9.20)と共通

| No. | 点検事項 | | 点検項目 | 点検時の指摘事項 | 指導内容 | 年度 |
|-----|--------|-------------|------------|--|---|------------------------|
| 116 | 8 | (4)境界柵 (外柵) | その他の指導(80) | 周囲の清掃がなされていない。 | 周囲はこまめに清掃をすることが望ましい。 | 2007・2010 2012・2019 |
| 117 | 8 | (4)境界柵 (外柵) | その他の指導(80) | 取扱所の保安空地の境界が不明確である。 | 取扱所の保安空地ラインをトラロープもしくはペイント等で明示し、確保することが望ましい。 | 2009 |
| 118 | 8 | (4)境界柵 (外柵) | その他の指導(80) | 外柵とのり尻の間に転石があり、雑草が生えている。 | 保安空地確保のため、外柵と法尻間の転石及び雑草の除去を行うこと。 | 2010・2020 |
| 119 | 8 | (4)境界柵 (外柵) | その他の指導(80) | 取扱所の保安空地内に軌道が通っている。 | バッテリーロコ等をその位置に停止させない明示及び指導を行うこと。 | 2012 |
| 120 | 8 | (4)境界柵 (外柵) | 81 | 取扱所保安空地内に法面があり、外柵高さ(1.8m)が不足している。 | 外柵高さが不足するため是正すること (是正方法は外柵高さの嵩上げ、保安空地内の法面の削り取り等によるものとし、具体的な方法は作業所にお問い合わせ)。 | 2013・2017 |
| 121 | 8 | (4)境界柵 (外柵) | 81 | 取扱所の菱形金網張りの扉の幅が3mあり、外柵の支柱間隔の基準(2m以下)に適合していないことと、消費許可申請書に添付した図面と異なった設備となっている。 | 菱形金網張り外柵の鋼製柱の各支柱間隔は2m以下とすること。 | 2001 |
| 122 | 8 | (4)境界柵 (外柵) | 81 85 | 取扱所を経由する増ダイの運搬車両を外柵内に直接乗り入れているため、出入口部分の支柱間隔が基準値(2m以下)より大きくなっている。 | 取扱所を経由する増ダイの運搬車両の立ち寄り場所(記帳や異常の有無の点検などを行う場所)を設ける場合は、取扱所の外柵の外側に境界柵と警戒札を設けて立ち寄り場所とすること(外柵の出入りを拡張する場合は、「自主基準」を参照のこと)。 | 2002 |
| 123 | 8 9 | (4)境界柵 (外柵) | 81 110 | 取扱所、火工所の外柵(木製支柱と有刺鉄線張りタイプ)の出入口扉巾が基準を超えている。 | 木製支柱の場合は支柱間隔が1m以下であるので、出入口扉を1m以下とすること。 | 2004 |
| 124 | 8 9 | (4)境界柵 (外柵) | 81 110 | 取扱所、火工所の外柵(木製支柱と有刺鉄線張りタイプ)の支柱間隔が基準を超えている。 | 木製支柱の場合は支柱間隔を1m以下とすること。 | 2009 |

火薬類消費現場点検時の 指 導 事 項 集 (1998年度～2022年度)

点検事項の番号: 火薬類消費現場点検表Ver1.0(2023.9.20)と共通

| No. | 点検事項 | | 点検項目 | 点検時の指摘事項 | 指導内容 | 年度 |
|-----|--------|-------------|-------------------------|--|--|------------------------|
| 125 | 8 9 | (4)境界柵 (外柵) | 81 110 | 取扱所、火工所の外柵に掲示物を設置するために角材 (たる木) を取り付けて固定している。 | 外柵には必要な掲示物以外の物は取り付けないこと。 | 2002 |
| 126 | 8 9 | (4)境界柵 (外柵) | 81 110 | 取扱所、火工所の支柱高さが不足している。 | 取扱所、火工所の支柱高さは1.8m以上を確保すること。 | 2013 |
| 127 | 8 9 | (4)境界柵 (外柵) | その他の指導 (81) (110) | 基準に合っているが、取扱所・火工所の支柱のボルト (手が届く位置) にすき間がある。 | 取扱所、火工所の支柱のボルトに手が届くため、すき間をなくすよう構造を見直すこと。 | 2011 |
| 128 | 8 9 | (4)境界柵 (外柵) | その他の指導 (81) (110) | 外柵フェンスの下のすき間が広い。 | 外柵フェンスの下のすき間に栈木を置く等、すき間を小さくするよう工夫すること。 | 2012 |
| 129 | 8 | (4)境界柵 (外柵) | 82 | 取扱所の外柵外側の敷地の隅の1箇所が斜面にかかって支柱の位置が下がっているため、有刺鉄線の垂直間隔が20cm以上となっている部分がある。 | 有刺鉄線間隔を20cm以下とすること。 | 2000 |
| 130 | 8 | (4)境界柵 (外柵) | 82 | 取扱所の外柵を嵩上げした部分の有刺鉄線が弛み、法定の取付け間隔が確保されていない。 | 有刺鉄線間隔は20cm以下とし、支柱間をタスキ配線とすること。 | 2008・2011 |
| 131 | 8 | (4)境界柵 (外柵) | 83 | 取扱所の外柵の忍び返しは有刺鉄線張りで設置されているが、タスキ配線がなされていない。 | 火薬庫、取扱所、火工所、庫外貯蔵庫等の忍び返しは、間隔20cm以下の有刺鉄線張りとし、支柱間ごとにタスキ配線とすること。 | 2001・2003 2005・2008 |
| 132 | 8 | (4)境界柵 (外柵) | 83 | 取扱所の外柵の忍び返しのタスキ配線が支柱間ごとに設置されていない。 | 忍び返しは支柱間ごとにタスキ配線とすること。 | 2004 |
| 133 | 8 9 | (4)境界柵 (外柵) | 83 112 | 菱型金網張の外柵の出入り口扉の上部に忍び返しが設けられていない。(扉と一体型の垂直構造となっている) | 火工所、取扱所の外柵で菱型金網張の場合、出入り口扉の上部も忍び返しを設置すること。 | 2006 |

火薬類消費現場点検時の 指 導 事 項 集 (1998年度～2022年度)

点検事項の番号: 火薬類消費現場点検表Ver1.0(2023.9.20)と共通

| No. | 点検事項 | | 点検項目 | 点検時の指摘事項 | 指導内容 | 年度 |
|-----|--------|----------------------------------|---------------------|--|--|-------------------|
| 134 | 8 | (4)境界柵 (外柵) | その他の指導(85) | 取扱所の車両立寄範囲を明示するロープが、外柵と結び付けてある。 | 取扱所の車両立寄範囲を明示するロープは、外柵に結び付けないこと。 | 2011 |
| 135 | 8 | (4)境界柵 (外柵) (6)存置量、 火薬類の返納 | 87 90 | 取扱所の最大存置量を掲示していない。 | 取扱所の最大存置量を掲示すること。ただし、1日の消費見込み量を超えないこと。 | 1998・2000 2001 |
| 136 | 8 | (4)境界柵 (外柵) | 87 | 取扱所の定員数が掲示されていない。 | 定員数を掲示すること。 | 2008 |
| 137 | 8 | (4)境界柵 (外柵) | 87 | 取扱所の責任者の掲示がされていない。 取扱所の最大存置量の掲示がされていない。 | 責任者の掲示を行うこと。 最大存置量の掲示を行うこと。 | 2010 |
| 138 | 8 9 | (4)境界柵 (外柵) | その他の指導(86) (114) | 取扱所、火工所の外柵警戒札(立入禁止・火気厳禁)が1面のみの掲示になっている。 | 外部から分かりやすいように2面以上掲示することが望ましい。 | 2010 |
| 139 | 8 9 | (5)内部の掲示 | その他の指導(88) (116) | 取扱所、火工所に注意事項が掲示されているが、汚れている。 | 取扱所、火工所に掲示されている注意事項が汚れている場合は、取り替えるなどして鮮明にすること。 | 2011 |
| 140 | 8 9 | (5)内部の掲示 | その他の指導(89) (117) | 取扱所、火工所に2の方の責任者の掲示がされていない。 | 責任者の掲示を行うこと。 | 2016 |
| 141 | 8 | (6)存置量、 火薬類の返納 | 90 | 取扱所の存置量が、1日の消費見込み量を超えている。 | 発破計画に基づき適正な管理をすること。取扱所の存置量は1日の消費見込み量以下とすること。 | 2000 |
| 142 | 8 | (6)存置量、 火薬類の返納 | 90 | 取扱所の存置量は数値で明示すること(消費見込量以下と掲示されている)。 | 最大存置量は、1日の最大消費見込量以下であり、数値を明示すること。 | 2011・2016 |
| 143 | 8 | (6)存置量、 火薬類の返納 | その他の指導(90) | 取扱所の最大存置量の表示が、保安上の距離から求めた量になっている。 | 最大存置量は、消費許可申請書に記載された一日最大消費見込量以下の数値を表示すること。 | 2016 |

火薬類消費現場点検時の 指 導 事 項 集 (1998年度～2022年度)

点検事項の番号: 火薬類消費現場点検表Ver1.0(2023.9.20)と共通

| No. | 点検事項 | | 点検項目 | 点検時の指摘事項 | 指導内容 | 年度 |
|-----|--------|-------------|-------------------------|--|---|------------------------|
| 144 | 8 | (8) 帳簿 | 94 | 取扱所帳簿の記載が遅れている。 | 遅滞なく記載すること。 | 2014 |
| 145 | 8 9 | (8) 帳簿 | その他の指導 (94) (121) | 取扱所及び火工所の帳簿に上り線、下り線の記載がなかった。 | 消費箇所が複数の切羽になる場合には、取扱所及び火工所の帳簿には、消費箇所が明確になるように上り線、下り線等の記載をすること。 | 2019 |
| 146 | 8 | (8) 帳簿 | 95 | 帳簿の記載で、訂正した箇所を修正液で処理してある。 | 訂正したことがはっきり分かるように取消し線(=)を引いて訂正し、訂正印を押すこと。 | 2001 |
| 147 | 8 | (8) 帳簿 | 95 | 取扱所から火工所への払い出しがあり、切羽の請求より前に取扱所の帳簿に記載されている。 | 切羽から火工所へ親ダイ作りの依頼があった後、火工所から取扱所への請求伝票を発行して払い出しを行うこと。 | 2005・2014 |
| 148 | 8 | (9) 防火対策その他 | 96 | 取扱所内に発破用のため物が置いてある。 | 取扱所の内部は整理整頓し、取扱所内における作業に必要な器具以外の物を置かないこととされているのでため物は撤去すること。 | 2002 |
| 149 | 8 9 | (9) 防火対策その他 | 96 123 | 取扱所、火工所内に火薬運搬箱、マジックペン、ビニールテープ等を置いている。 | 取扱所および火工所内には必要な器具以外は置かないこと。 | 2004・2011 2016 |
| 150 | 8 9 | (9) 防火対策その他 | 97 124 | 取扱所および火工所に消火器が備え付けられていない。 | 取扱所および火工所には消火器を備え付けること。 | 2007・2017 |
| 151 | 8 9 | (9) 防火対策その他 | その他の指導 (97) (124) | 消火器が置かれているが管理が不十分である。 | 消火器は容器に格納する等、確実な管理をすることが望ましい。 | 2007 |
| 152 | 8 9 | (9) 防火対策その他 | 98 125 | 取扱所、火工所の外部の砂置き場にスコップを置いたままにしている。 | スコップは外柵などを破壊する道具として利用される恐れがあるので作業後置いたままにしないこと。 (注) 砂は防火用として備えているものではなく、外柵内に敷き均して不審者が侵入した形跡があるかどうかを知るためのものであり、スコップは土砂を補充する時にのみ使用すること。 | 2002・2003 2008・2010 |

火薬類消費現場点検時の 指 導 事 項 集 (1998年度～2022年度)

点検事項の番号: 火薬類消費現場点検表Ver1.0(2023.9.20)と共通

| No. | 点検事項 | | 点検項目 | 点検時の指摘事項 | 指導内容 | 年度 |
|-----|--------|---------------------------|-------------------------|--|--|--------------------------------|
| 153 | 8 9 | (9) 防火対策その他 | その他の指導 (98) (125) | 取扱所、火工所の柵内の敷き砂が湿気等により踏み固まっています、足跡等が確認しにくい。 | 取扱所、火工所の敷き砂は、細砂等を使用し、踏み固まった砂は、入替えるもしくは、ほぐすなどして、不審者の足跡等が確認できるようにすること。 | 2009・2019 |
| 154 | 9 | (1) 位置の制限 | 100 | 火工所への通路が門型クレーンのレールを跨いで通行するようになっているので、安全通路として適正でない。 | 火工所の設置場所は、通路の安全も考慮して選定すること。 | 2000 |
| 155 | 9 | (1) 位置の制限 | 100 | 火工所の保安空地内を工事用車輛が通行している。 | 火工所が工事用道路に近接しているので、舗装にマーキングをして火工所に接近しないような措置をとること。 | 2014 |
| 156 | 9 | (1) 位置の制限 (4) 境界柵 (外柵) | 100 109 | 火工所の保安空地内に動力線が配置されている。 | 火工所と動力線等は安全な離隔を確保して設置するとともに、保安空地内に物を置かないこと。 | 2018 |
| 157 | 9 | (1) 位置の制限 | その他の指導 (100) | 火工所の上空ぎりぎりに動力線が位置している。 | 距離を確保できるよう検討すること。 | 2010・2014 |
| 158 | 9 | (1) 位置の制限 | その他の指導 (100) | 低圧電線が火工所の外柵の真上にあり、十分に安全な離隔が保たれているとは言えない。 | 電線を電線管等で養生し、地中埋設する等の火工所との安全な離隔を確保できるよう検討すること。 | 2012・2019 |
| 159 | 9 | (1) 位置の制限 | 101 | 火工所が谷部の狭隘な場所で、かつ、盛土箇所に設置されている。 | 大雨等により火工所の盛土が流出しないように養生を行うこと。 | 2007 |
| 160 | 9 | (1) 位置の制限 | 102 | 降雨時に火工所基礎周囲に水が流れ込む状況になっている。 | 降雨時に火工所基礎周囲に水が流れ込まないよう周囲に排水対策を施すこと。 | 2010 |
| 161 | 9 | (3) 構造・設備 | 106 | 整理柵の枠数が雷管の段数分設けられていない。 | 整理柵は電気雷管の段数分枠数を設けること。 | 2000・2003 2006・2007 2008 |
| 162 | 9 | (3) 構造・設備 | 106 | 火工所内の作業台に取りつけている落下防止の縁さんが、10～15mmの高さが確保されていない。 | 作業時の落下防止のため、縁さんを10～15mmの高さにすること。なお、作業台に静電気防止マットを敷く場合、マット厚を考慮すること。 | 2000・2003 2011・2013 |

火薬類消費現場点検時の 指 導 事 項 集 (1998年度～2022年度)

点検事項の番号: 火薬類消費現場点検表Ver1.0(2023.9.20)と共通

| No. | 点検事項 | | 点検項目 | 点検時の指摘事項 | 指導内容 | 年度 |
|-----|------|--------------------------|-------------|--|---|-----------|
| 163 | 9 | (3) 構造・設備 | その他の指導(106) | 火工所整理棚の段数表示が複数あり、バラバラである。 | 火工所整理棚は、雷管の種類ごとに段数表示を的確に行い識別すること。 | 2012・2013 |
| 164 | 9 | (3) 構造・設備 | その他の指導(106) | 火工所作業台の縁さんの高さは除電マットを敷設した状態でも「自主基準」に適合しているが、マットが作業台よりも若干大きいため、作業時に電管等が縁さんに乗り上げて滑り落ちる可能性がある。 | 除電マットを作業台の大きさに合わせること。 | 2012 |
| 165 | 9 | (3) 構造・設備 | 107 | 火工所内照明は、防爆型を使用しているが、アースが取られていない。 | 内部照明が防爆型であっても、電気器具については必ずアースをとること。 | 2000 |
| 166 | 9 | (3) 構造・設備 | 107 | 火工所の外柵に暖房機のコンセントが取り付けられている。 | 外柵には掲示物以外のものは取り付けないこと。設置するものは1m以上離すこと。 | 2000・2008 |
| 167 | 9 | (3) 構造・設備 | 107 | 火工所内部の照明器具が、鉄製ガード(カバー)を使用している。 | 防爆型照明器具を使用すること。 | 2000 |
| 168 | 9 | (3) 構造・設備 | 107 | 火工所の内部照明の配線が、外柵の忍び返しに触れる恐れがある。 | 配線が外柵に触れない場所に設置すること。 | 2002 |
| 169 | 9 | (3) 構造・設備 (4) 境界柵(外柵) | 107 109 | 火工所の保安空地内に外部照明、暖房設備が置かれている。 | 外部照明、暖房設備を移動し、外周1m以上の保安空地を確保し、物を置かないこと。 | 2016・2017 |
| 170 | 9 | (4) 境界柵(外柵) | 109 | 火工所の外壁と外柵との間隔が基準(1m以上)に合致していない。 | 外柵は建物の外壁から1m以上離れた位置に設けること。 | 2001 |
| 171 | 9 | (4) 境界柵(外柵) | 109 | 保安空地と運搬車両駐車位置の境界を明示するため丸太が打ち込まれているが、丸太が外柵から1m以内に打たれている。 | 1m以上の保安空地を確保すること。 | 2009 |
| 172 | 9 | (4) 境界柵(外柵) | 109 | 火工所外柵に隣接道路用の車高制限表示バーの支柱を併設している。 | 支柱を移動し、外周1m以上の保安空地を確保すること。 | 2010 |

火薬類消費現場点検時の 指 導 事 項 集 (1998年度～2022年度)

点検事項の番号: 火薬類消費現場点検表Ver1.0(2023.9.20)と共通

| No. | 点検事項 | | 点検項目 | 点検時の指摘事項 | 指導内容 | 年度 |
|-----|------|-------------|-------------|--|--|-------------------------------------|
| 173 | 9 | (4)境界柵 (外柵) | 109 | 火工所背面の保安空地内に配管がある。また、外周に雑草が生えている。 | 火工所背面の保安空地内の配管を移動し、何も置かないこと。また、外周の草刈りを行うこと。 | 2012 |
| 174 | 9 | (4)境界柵 (外柵) | 109 | 火工所外柵にキャブタイヤケーブルが固定されている。 | キャブタイヤケーブルは保安空地外へ移動し、何も置かないこと。 | 2012 |
| 175 | 9 | (4)境界柵 (外柵) | 109 | 万能板を保安空地内に敷設している。 | 保安空地は外柵から幅1mとし何も置かない。万能板は保安空地外に移設すること。 | 2017 |
| 176 | 9 | (4)境界柵 (外柵) | 109 | 火工所の暖房設備等のキャブタイヤケーブルが敷地内に設置されている。 | 敷地内及び保安空地内の暖房設備や内部照明のキャブタイヤケーブル等は電線管等で養生し、地中埋設すること。 | 2014・2015 2017・2019 |
| 177 | 9 | (4)境界柵 (外柵) | その他の指導(109) | 火工所の保安空地の境界が、不明瞭である。 | 火工所の周囲はこまめに清掃を行い、雑草や枯葉は取り除くこと。 | 2010・2012 2020 |
| 178 | 9 | (4)境界柵 (外柵) | その他の指導(109) | 火工所の周囲の清掃がなされていない。 | 火工所の周囲はこまめに清掃をすること。 | 2010・2012 |
| 179 | 9 | (4)境界柵 (外柵) | その他の指導(109) | 火工所の保安空地が駐車場に隣接しており、黄色とカラーコーンで明示していたが、駐車場の車両から見えにくい。 | 火工所の保安空地の明示を確実にし、隣接した駐車場の車両から見えやすくするように工夫することが望ましい。 | 2011 |
| 180 | 9 | (4)境界柵 (外柵) | その他の指導(110) | 火工所外柵上部と1.5m離れた作業構台の手すりが同等の高さにある。 | 火工所外周の保安空地は確保されているが、作業構台から火工所の外柵を乗り越えられる可能性があるため、火工所の外柵の嵩上げあるいは、作業構台の手すりを嵩上げ(1.8m以上)することを推奨する。 | 2022 |
| 181 | 9 | (4)境界柵 (外柵) | 110 | 火工所の外柵部付近に設置されている暖房設備上の外柵の高さが不足している。 | 暖房設備がある部分の外柵の高さは、一面全部について配管から上に1.8m以上を確保すること。 | 2002・2009 2011・2012 2015・2016 |
| 182 | 9 | (4)境界柵 (外柵) | 111 | 火工所の外柵の嵩上げした部分にタスキ配線がない。 | 外柵の嵩上げした部分にもタスキ配線を設置すること。 | 2012・2019 |

火薬類消費現場点検時の 指 導 事 項 集 (1998年度～2022年度)

点検事項の番号: 火薬類消費現場点検表Ver1.0(2023.9.20)と共通

| No. | 点検事項 | | 点検項目 | 点検時の指摘事項 | 指導内容 | 年度 |
|-----|------|----------------|-------------|--|---|---|
| 183 | 9 | (4)境界柵 (外柵) | 111 | 菱形金網張りの外柵の忍び返しにタスキ配線がない。 | 外柵の忍び返しには支柱間ごとに有刺鉄線でタスキ配線を設置すること。 | 2005・2008 |
| 184 | 9 | (4)境界柵 (外柵) | 111 | 出入口部の忍び返しが設置されていない。 | 外周の忍び返しは全周にわたって設置し、柱間ごとに有刺鉄線でタスキ配線を設置すること。 | 2007 |
| 185 | 9 | (4)境界柵 (外柵) | その他の指導(111) | 火工所外柵の忍び返しの有刺鉄線に緩みがあり、間隔を満足していない。 | 有刺鉄線のタルミを直し、有刺鉄線間隔20cm以下を確保すること。 | 2009・2012 |
| 186 | 9 | (5)内部の掲示 | 116 | 火工所に責任者の掲示がされていない。 | 責任者の掲示を行うこと。 | 2010 |
| 187 | 9 | (5)内部の掲示 | その他の指導(116) | 火工所に存置量を示す掲示物がある。 | 火工所には、存置量を示す掲示は不要である。 | 2008・2016 2018・2019 |
| 188 | 9 | (6)存置量の制限及び見張人 | 118 | 火工所に2発破相当分の数量を持ち込んでいる。 | 火工所には1発破ごとに親ダイ作りに必要な数量以外は持ち込まないこと。 | 2004・2006 |
| 189 | 9 | (6)存置量の制限及び見張人 | 118 | 発破時間が午前10時頃であるのに、親ダイ作りのための火工所への持ち込み時間が午前2時頃となっていた。 | 親ダイ作りのための火工所への持ち込みは、発破時間を考慮して行うこと(親ダイの作り置きはしないこと)。 | 2005 |
| 190 | 9 | (6)存置量の制限及び見張人 | 118 | 発破の4時間後にもかかわらず、切羽から戻された親ダイが火工所に存置されていた。 | 残った親ダイは、速やかに雷管と火薬に解体し、取扱所に返納すること。 | 2005 |
| 191 | 9 | (6)存置量の制限及び見張人 | 119 | 見張所より、火工所が直接見えない。 | 火工所等の盗難防止のため見張所を設置する場合、見張所は、火工所の扉が見えやすい位置とするか、カーブミラーやWEBカメラ等を設置し管理の確実化を図ること(WEBカメラを使用する場合は、停電対策をとること)。また、運搬車両の駐車等で火工所の出入口を遮らないように駐車位置に留意すること。 | 2006・2007 2010・2016 2017・2018 2019 |
| 192 | 9 | (6)存置量の制限及び見張人 | その他の指導(119) | 見張所のカーテンで火工所が見えない。 | 火工所で火薬類を取り扱っている時は、見張所のカーテンはしないこと。 | 2014 |

火薬類消費現場点検時の 指 導 事 項 集 (1998年度～2022年度)

点検事項の番号: 火薬類消費現場点検表Ver1.0(2023.9.20)と共通

| No. | 点検事項 | | 点検項目 | 点検時の指摘事項 | 指導内容 | 年度 |
|-----|------|-----------------|-------------|---|--|-------------------|
| 193 | 9 | (6) 存置量の制限及び見張人 | その他の指導(119) | 見張所の表示がない。 | わかりやすい位置に見張所の表示を行うこと。 | 2019 |
| 194 | 9 | (8) 帳簿 | 122 | 火工所の親ダイ作りが次回の発破分も見込んで作り置きがしてあり、帳簿には切羽の請求よりも前に記載されている。 | 事前に切羽からの親ダイ作りの依頼があったら火工所から取扱所に請求伝票を発行して受け入れ、切羽に払い出すときは切羽からの請求伝票を受けて数量を確認して記帳すること。見込みで余分に作り置きしてはならない。 | 2005 |
| 195 | 9 | (9) 防火対策その他 | 123 | 火工所の中に、不要な器具(箱)が置かれているので片付けること。 | 建物の内部は整理整頓され、親ダイ作りに必要な器具以外のものは置いてはならない。 | 2007・2011 2016 |
| 196 | 9 | (9) 防火対策その他 | 124 | 火工所に消火器が備え付けられていない。 | 火工所には消火器を備え付けること。 | 2007・2009 |
| 197 | 9 | (9) 防火対策その他 | 125 | 外柵内の敷き砂の材料が不適當である。 | 外柵内の敷き砂は侵入者の足跡が残りやすい細砂等を使用すること。 | 2000・2007 |
| 198 | 9 | (9) 防火対策その他 | 125 | 火工所の脇に敷き砂の補充の砂を置いてあり、ここにスコップが常備されている。 | スコップは外柵などを破壊する道具として利用される恐れがあるので作業後に置いたままにしないこと。 | 2002・2008 |
| 199 | 9 | (9) 防火対策その他 | 126 | 除電棒に異形鉄筋を使用している。 | 除電棒は、通電性の高い適正なもの(銅製のアース棒、ESバー等)を使用すること。 | 2000 |
| 200 | 9 | (9) 防火対策その他 | 126 | 火工所に除電棒が設置されていない。 | 除電棒は必ず設置すること。火薬庫、取扱所、火工所、庫外貯蔵庫等の外柵入口付近に静電気除去装置(除電棒またはESバー等)を設け、入室者の帯電除去を行うこと。 | 2001・2003 2008 |
| 201 | 9 | (9) 防火対策その他 | その他の指導(126) | 取扱所、火工所の除電棒が緩んでいる。 | 取扱所、火工所の除電棒は放電が確実に行われるよう地中に確実に打ち込むこと。 | 2009 |
| 202 | 9 | (9) 防火対策その他 | その他の指導(126) | 火工所のESバーの被覆が剥がれている。 | 火工所のESバーを交換すること。 | 2014 |

火薬類消費現場点検時の 指 導 事 項 集 (1998年度～2022年度)

点検事項の番号: 火薬類消費現場点検表Ver1.0(2023.9.20)と共通

| No. | 点検事項 | | 点検項目 | 点検時の指摘事項 | 指導内容 | 年度 |
|-----|------|---------------------|------|--|--|-------------------|
| 203 | 10 | (1)公道を使用する車両による運搬 | 128 | 片道約60kmある火薬商の火薬庫から現場までの運搬において、運転者のみで行っている。 | 公道を使って車輛による火薬類の運搬をするとき、車両による運搬には必ず見張人を同乗させること。法令遵守のこと。 | 2002 |
| 204 | 10 | (1)公道を使用する車両による運搬 | 129 | 公道を使用して火薬類の運搬を行っているが、運搬車両に取り付ける標示板が2面のみである。 | この場合は前後左右の4面に所定の標示板(赤地に⊗の白書き)を付けること。 | 2002 |
| 205 | 10 | (1)公道を使用する車両による運搬 | 129 | 車両後部のあおり(テールゲート)に所定の標示板がついていたが、運搬時にホロシートで防護する際に標示板が全く見えなくなる。 | 運搬中に標示板が見えるように設置すること。 | 2010 |
| 206 | 10 | (1)公道を使用する車両による運搬 | 130 | (公道を使用して)運搬する車両に、積荷の動揺等を防止する措置がなされていない。 | 車両による運搬では、積荷の摩擦、動揺、転落等の防止措置を講じること。 | 2002・2007 2008 |
| 207 | 10 | (2)作業場内の運搬イ.車両による場合 | 133 | 火薬類運搬車(作業場内)に、運転者名の掲示がされていない。 | 指名された運転者名を掲示すること。 | 2000・2010 |
| 208 | 10 | (2)作業場内の運搬イ.車両による場合 | 133 | 火薬類運搬車(作業場内)に貼付されているシール名と組織表の名前とが異なっている。 | 保安管理組織表において、運搬時の運転者が変更になった時は直ちに火薬類運搬車(作業場内)に貼付するシール名も変更すること。 | 2007・2012 |
| 209 | 10 | (2)作業場内の運搬イ.車両による場合 | 133 | 保安管理組織表の運搬員の氏名と車両に掲示されている氏名が一致していない。 | 保安管理組織表と火薬類運搬車(作業場内)に掲示されている氏名を一致させること。 | 2009 |
| 210 | 10 | (2)作業場内の運搬イ.車両による場合 | 133 | 火薬類運搬車(作業場内)の運転者が指名されていない。 | 運転免許証を所持している運転者を指名し、保安管理組織表に組み入れること。 | 2012・2015 |
| 211 | 10 | (2)作業場内の運搬イ.車両による場合 | 133 | 切羽の運搬員及び運転者が指名されていない。 | 切羽の運搬員及び運転者は取扱所、火工所から切羽間の火薬類の運搬を職務とし、各々指名して保安組織表に組み入れること。 | 2022 |

火薬類消費現場点検時の 指 導 事 項 集 (1998年度～2022年度)

点検事項の番号: 火薬類消費現場点検表Ver1.0(2023.9.20)と共通

| No. | 点検事項 | | 点検項目 | 点検時の指摘事項 | 指導内容 | 年度 |
|-----|------|-----------------------|-------------|--|---|------------------------|
| 212 | 10 | (2) 作業場内の運搬イ. 車両による場合 | 134 | 火薬類運搬車(作業場内)による運搬時に、運搬員が単独で行っている。 | 火薬類運搬車(作業場内)による運搬は、運転者と運搬員の複数人で行うこと。 | 2005・2010 2012・2019 |
| 213 | 10 | (2) 作業場内の運搬イ. 車両による場合 | 134 | 火薬類運搬車(作業場内)に同乗運搬員の掲示がない。 | 火薬類運搬車(作業場内)に同乗する運搬員の名前を掲示すること。 | 2007・2022 |
| 214 | 10 | (2) 作業場内の運搬イ. 車両による場合 | 134 | 積荷の監視のため、取扱従事者の中から指名された運搬員を同乗させていない。 | 運搬時、積み荷の監視のため、運搬員を指名して同乗させること。 | 2012・2019 |
| 215 | 10 | (2) 作業場内の運搬イ. 車両による場合 | 135 | 火薬類運搬車(作業場内)のⒺ標示板の色が白地に赤で逆になっている。 | Ⓔ標示板は、赤地に白書きのものに変えて使うこと。 | 2000 |
| 216 | 10 | (2) 作業場内の運搬イ. 車両による場合 | 135 | 火薬類運搬車(作業場内)の標示板(マーク)が片側面のみである。 | 火薬類運搬車(作業場内)による運搬の時は公道運搬に準じた標示板を前部と後部(または両側部)につけること(公道を使用する車両による運搬の時は前部・後部及び両側部の4箇所につけることになっている)。 | 2001・2011 |
| 217 | 10 | (2) 作業場内の運搬イ. 車両による場合 | 135 | 火薬類運搬車(作業場内)に取り付けている標示板が「円形で赤地にⒺと白書」したものを使用しており、形状が規定と違う。 | 火薬類運搬車(作業場内)の標示板は、「矩形で、縦0.35m×横0.50m以上赤地にⒺと白書き」と規定されている。 | 2003 |
| 218 | 10 | (2) 作業場内の運搬イ. 車両による場合 | 135 | 火薬類運搬車(作業場内)の標示板の取り付けが不適当である。 | 火薬類運搬車(作業場内)の標示板は前後または両側面に取り付けること。 | 2007 |
| 219 | 10 | (2) 作業場内の運搬イ. 車両による場合 | その他の指導(135) | 火薬類運搬車(作業場内)の標示板に無反射なものを使用している。 | 火薬類運搬車(作業場内)の標示板は、夜間も使用するので反射材を使用したものにすることが望ましい。 | 2014 |
| 220 | 10 | (2) 作業場内の運搬イ. 車両による場合 | その他の指導(135) | 火薬類運搬車(作業場内)の標識が所定の大きさ(縦0.35m×横0.50m)より横幅が小さいものが一部使用されていた。 | 火薬類運搬車(作業場内)等による運搬の時は公道運搬に準じた所定の大きさ(縦0.35m×横0.50m以上)の標示板を前部と後部(または両側部)につけること。 | 2011 |
| 221 | 10 | (2) 作業場内の運搬イ. 車両による場合 | その他の指導(135) | 火薬類運搬車(作業場内)の標識が劣化してみにくい。 | 火薬類運搬車(作業場内)の標識の点検及び更新を実施すること。 | 2022 |

火薬類消費現場点検時の 指 導 事 項 集 (1998年度～2022年度)

点検事項の番号: 火薬類消費現場点検表Ver1.0(2023.9.20)と共通

| No. | 点検事項 | | 点検項目 | 点検時の指摘事項 | 指導内容 | 年度 |
|-----|------|-----------------------|-------------|---|--|---|
| 222 | 10 | (2) 作業場内の運搬イ. 車両による場合 | 136 | 火薬類運搬車（作業場内）の荷台の「動揺防止」の措置がされていない。 | 積荷の摩擦、動揺、転落防止措置を講じて使用すること（ゴムバンド、仕切り板等）。 | 2000・2003 2009・2010 2011・2012 2015・2016 2017・2018 2019 |
| 223 | 10 | (2) 作業場内の運搬イ. 車両による場合 | 136 | 車両により親ダイと増ダイを運搬しているが、各々に仕切りがない。 | 車両により親ダイと増ダイを運搬する時は仕切りを設け、移動防止の措置を行うこと。 | 2007 |
| 224 | 10 | (2) 作業場内の運搬イ. 車両による場合 | 136 | 火薬類運搬車（作業場内）の火薬運搬箱の固定に、発泡スチロールが使用されている。 | 火薬類運搬車（作業場内）の火薬運搬箱の固定には、静電気対策のため、発泡スチロールの使用を避けること。 | 2014・2015 2020 |
| 225 | 10 | (2) 作業場内の運搬イ. 車両による場合 | その他の指導(136) | 火薬類運搬車（作業場内）の荷台の動揺防止措置が不安定である。 | 動揺を確実に防止するために、明確な防護措置をすること（ゴムバンド、仕切り板等）。 | 2009・2011 2012・2013 2015・2020 |
| 226 | 10 | (2) 作業場内の運搬イ. 車両による場合 | その他の指導(136) | 火薬類運搬車（作業場内）において、親ダイ運搬箱のズレ止め用の木枠が設置されているが、上下の動揺防止措置がない。 | 親ダイ運搬箱のズレ止めの木枠設置に追加して、ゴムバンド等による上下の動揺防止措置が望ましい。 | 2015・2019 |
| 227 | 10 | (2) 作業場内の運搬イ. 車両による場合 | 137 | 火薬類運搬車（作業場内）に消火器を備えていない。 | 火薬類運搬車（作業場内）には消火器を備え付けること。 | 2001・2013 2018 |
| 228 | 10 | (2) 作業場内の運搬イ. 車両による場合 | 137 | 消火器は備え付けてあるが、使用期限を過ぎている。 | 消火器は使用期限を確認し備えること。 | 2014 |
| 229 | 10 | (2) 作業場内の運搬イ. 車両による場合 | その他の指導(137) | 消火器が火薬類運搬車（作業場内）の運転席もしくは、外部以外に設置している。 | 消火器は運転席もしくは外部にしっかり固定すること。 | 2016 |
| 230 | 10 | (2) 作業場内の運搬イ. 車両による場合 | その他の指導(137) | 消火器が火薬類運搬車（作業場内）の容易に使用できない高い位置に設置されている。 | 消火器は緊急時に容易に使用できる運転席や車両外部等の取外し易い位置に設置すること。 | 2019 |

火薬類消費現場点検時の 指 導 事 項 集 (1998年度～2022年度)

点検事項の番号: 火薬類消費現場点検表Ver1.0(2023.9.20)と共通

| No. | 点検事項 | | 点検項目 | 点検時の指摘事項 | 指導内容 | 年度 |
|-----|------|------------------------|------|--|--|------------------------|
| 231 | 10 | (2) 作業場内の運搬口・軌道装置による場合 | 138 | 火薬類の運搬で、動揺を防止する措置がされていない。 | 車両による運搬と同様に、積荷の摩擦、動揺、転落等の防止処置を講じること。 | 2000・2008 |
| 232 | 10 | (3) 共通 | 144 | 火薬類の空箱が火薬類運搬車（作業場内）に積んだままになっている。 | 空箱は、適正に処分をすること。 | 2000 |
| 233 | 10 | (3) 共通 | 144 | 火薬類と他の資材を混載している。 | 火薬類の運搬時は、込物など他の資機材と混載して運搬しないこと。 | 2003・2008 2011 |
| 234 | 10 | (3) 共通 | 145 | 切羽への運搬箱を、1箱しか使用していない。 | 増ダイにも端数が発生する場合があるので、別々の容器の運搬箱を用意して管理すること。 | 2000 |
| 235 | 10 | (3) 共通 | 146 | 取扱所から火工所に火薬を運搬する際、専用の運搬箱を使用していない。 | 取扱所から火工所に火薬を運搬する際は、施錠できる専用の運搬箱を使用すること。 | 2011 |
| 236 | 11 | (1) 火薬類の請求・返送・返納 | 147 | 発破ごとに切羽から残火薬の返送が多い。 | 発破指揮者は前回の発破状況を把握し、適正な発破計画により、残火薬が極力発生しないような発破を行うこと。 | 1999・2012 |
| 237 | 11 | (1) 火薬類の請求・返送・返納 | 148 | 装てん終了後の残火薬が、その都度火工所及び取扱所へ返送されていない。 | 火工所は一発破ごとの親ダイ作りまたは解体のみを行う場所とされており、切羽から戻った親ダイは解体してその都度取扱所に返送すること。 | 2000・2001 2007・2013 |
| 238 | 11 | (1) 火薬類の請求・返送・返納 | 148 | 切羽の状況変化が多く、発破計画が立て難いとの理由で火工所の返送が多い。また、切羽からの返送親ダイを火工所へ存置して、次回の発破に繰り越して使用している。 | データに基づき発破計画の見直しを行うことと、発破ごとに残火薬を返送するなど適切に管理すること。 | 2000 |
| 239 | 11 | (1) 火薬類の請求・返送・返納 | 149 | 火薬類の請求時間が切羽への払い出し時間になっている。 | 火薬類の請求時間が切羽への払い出し時間になっていたの、帳簿の流れを確認すること。 | 2014 |

火薬類消費現場点検時の 指 導 事 項 集 (1998年度～2022年度)

点検事項の番号: 火薬類消費現場点検表Ver1.0(2023.9.20)と共通

| No. | 点検事項 | | 点検項目 | 点検時の指摘事項 | 指導内容 | 年度 |
|-----|------|-----------|-------------|--|--|-------------------------------------|
| 240 | 11 | (2) 発破用器具 | 152 | 発破母線として使用しているものが適正でない。 | 発破母線は適正な物を使用すること。 (注) 発破母線に使用するキャブタイヤは、 ・絶縁効力・・・600V ビニル絶縁電線以上のもの ・長さ・・・30m以上とすること。 | 2003 |
| 241 | 11 | (2) 発破用器具 | 152 | ビニールテープ等で補修した発破母線を使用している。 | 発破母線は適正な物を使用すること。 | 2016 |
| 242 | 11 | (2) 発破用器具 | 153 | 発破母線と照明用電線との離隔が30cm未満の箇所が数ヶ所ある。 | 発破母線は低圧電線路等から30cm以上の離隔を確保して敷設すること。 | 2007・2009 2010・2012 2017 |
| 243 | 11 | (2) 発破用器具 | 153 | 発破母線と電力線が交差して、離隔が30cm未満である。 | 発破母線は低圧電線路等から30cm以上の離隔を確保して敷設すること。 | 2007・2010 2013・2016 2017・2018 |
| 244 | 11 | (2) 発破用器具 | 153 | 点火場所(発破器)の横の台にダウントランスが設置されている。 | ダウントランスを別の場所に移動すること。 | 2012 |
| 245 | 11 | (2) 発破用器具 | 153 | 発破母線末端部が鉄板製の点火場所の鉄板に触れる状態で垂れ下がっている。 | 発破母線の発破器側末端は、鉄板等に接触しないような措置を講ずること。 | 1999 |
| 246 | 11 | (2) 発破用器具 | その他の指導(153) | 発破母線がロックボルトの座金に接触している。 | 発破母線は適正に保護すること。 | 1999・2010 |
| 247 | 11 | (2) 発破用器具 | その他の指導(153) | 発破母線がトンネル側壁に懸架されているが、識別し難い。 | 発破母線であることが分かりやすいように、明示すること。 | 2000 |
| 248 | 11 | (2) 発破用器具 | その他の指導(153) | 発破母線設置箇所に近接して、掘削ズリが仮置されており、ズリによる母線の損傷が危惧される。 | 発破母線から離隔を十分とるか、または防護措置をとること。 | 2009 |
| 249 | 11 | (2) 発破用器具 | その他の指導(153) | 坑内の鋼製支保工架台のそばを発破母線が通過している。 | 吊り上げた際に荷が振れると接触の恐れがある。そのため、発破母線の敷設高さの変更または防護等の措置を講ずること。 | 2013・2015 2018・2019 |

火薬類消費現場点検時の 指 導 事 項 集 (1998年度～2022年度)

点検事項の番号: 火薬類消費現場点検表Ver1.0(2023.9.20)と共通

| No. | 点検事項 | | 点検項目 | 点検時の指摘事項 | 指導内容 | 年度 |
|-----|------|------------------|-------------|--|---|-------------------|
| 250 | 11 | (2) 発破用器具 | その他の指導(153) | 発破母線が連続ベルコン機械設備の後側の側壁に沿って敷設されており、他の作業時に目立ちにくい。 | 発破母線と分かるように明示のこと。 | 2010 |
| 251 | 11 | (2) 発破用器具 | その他の指導(153) | 発破母線と電源ケーブルとの離隔を確保するための治具が不安定で外れる可能性がある。 | 発破風圧で固定が外れないよう堅固に固定すること。また、離隔距離に余裕を持たせる等の改善を行うこと。 | 2017 |
| 252 | 11 | (2) 発破用器具 | その他の指導(153) | 補助脚線が自動計測スイッチボックスに接触する可能性がある。 | 離隔を確保できる措置を講じること。 | 2017 |
| 253 | 11 | (2) 発破用器具 | その他の指導(153) | 発破母線と排水用ホースが交差している。 | 排水ポンプ稼動時の排水ホースの動揺等により発破母線が損傷する恐れがあるため、離隔を十分とるか、または、防護措置をとること。 | 2019 |
| 254 | 11 | (2) 発破用器具 | 154 | 発破母線の発破器側が短絡されていない。 | 発破母線の端末は、発破器側は短絡しておくこと。 | 2003・2018 |
| 255 | 11 | (2) 発破用器具 | 154 155 | 発破母線の端末処理がなされていない。 | 発破母線の端末は、発破器側は短絡し、切羽側は長短不揃いにしておくこと。 | 2007・2008 2012 |
| 256 | 11 | (2) 発破用器具 | その他の指導(154) | 発破終了後に発破母線と補助母線を切離していない。 | 発破母線と補助母線は切り離して、両端末は適正に保護すること。 | 2001 |
| 257 | 11 | (2) 発破用器具 | その他の指導(154) | 発破母線の端部が防護されていない。 | 発破母線の端部は漏洩電流等による発破事故防止のため、何らかの方法で防護することが望ましい。 | 2002・2003 |
| 258 | 11 | (2) 発破用器具 | その他の指導(154) | 発破器側の発破母線は短絡してあるが、ほどけやすい状態である。 | 発破器側の発破母線は、確実に短絡すること。 | 2016 |
| 259 | 11 | (3) 漏電等による爆発防止措置 | その他の指導(157) | 防じんマスクのバッテリー保管箱が用意されているが、不要なものが混在している。 | 防じんマスクのバッテリー保管箱内の不要なものは整理し、保管を確実にすること。 | 2009 |

火薬類消費現場点検時の 指 導 事 項 集 (1998年度～2022年度)

点検事項の番号: 火薬類消費現場点検表Ver1.0(2023.9.20)と共通

| No. | 点検事項 | | 点検項目 | 点検時の指摘事項 | 指導内容 | 年度 |
|-----|------|------------------|-------------|---|--|------------------------|
| 260 | 11 | (3) 漏電等による爆発防止措置 | その他の指導(157) | 携帯電話、バッテリー等の保管箱が設置されていない。 | 切羽への持込みを防止するため、点火場所等に携帯電話、バッテリー保管箱を設置することにより保管を確実にすること。 | 2018 |
| 261 | 11 | (4) 点火場所・退避場所 | 158 | 坑内の点火場所を移動トランス台車に固定しているが、誘導電流等の影響も懸念される。 | 点火場所は特に電気の危険防止を考慮して位置を選定すること。 | 2001 |
| 262 | 11 | (4) 点火場所・退避場所 | 158 | 点火場所に点火ボックスを設置しているが、「発破点火場所」の標示がない。 | 点火場所は危険防止に配慮して指定し、「発破点火場所」の標示をすること。 | 2001・2007 2008・2010 |
| 263 | 11 | (4) 点火場所・退避場所 | 158 | 点火場所を設置すること（まだ掘進が少ないため坑外の坑口付近で点火しているが、点火器具の保管や雨対策も必要である）。 | 安全な場所に「発破点火場所」を設置すること。 | 2001 |
| 264 | 11 | (4) 点火場所・退避場所 | 158 | 点火場所に掲示物がない（少ない）。 | 点火場所には発破作業、特に点火時に必要な実施事項を掲示すること。 | 2003・2012 2018 |
| 265 | 11 | (4) 点火場所・退避場所 | 158 | 点火場所が他設備の電線に近い。 | 点火場所は電気設備から十分に離すこと。 | 2007 |
| 266 | 11 | (4) 点火場所・退避場所 | その他の指導(158) | 坑内の点火場所の照度が不足し、また、標示が小さくて不明瞭である。 | 坑内の点火場所は場所の標示を大きく明瞭にし、遠くからでも視認しやすくすること。 | 2007 |
| 267 | 11 | (4) 点火場所・退避場所 | その他の指導(158) | 点火場所が暗い。 | 発破器、テスター等の取扱い、結線や記帳作業を行うため、安衛則604条（照度）で定められている「普通の作業」に必要な150ルクス以上を確保するよう照明を工夫すること。 | 2010・2013 |
| 268 | 11 | (4) 点火場所・退避場所 | その他の指導(158) | 点火場所と重機の駐機位置が近い。 | カラーコーン等で点火場所からの離れを確保すること。 | 2010 |
| 269 | 11 | (4) 点火場所・退避場所 | その他の指導(158) | 点火場所が電源台車に近接している。 | 点火場所は電源台車から10m以上隔離することが望ましい。 | 2017・2019 2022 |

火薬類消費現場点検時の 指 導 事 項 集 (1998年度～2022年度)

点検事項の番号: 火薬類消費現場点検表Ver1.0(2023.9.20)と共通

| No. | 点検事項 | | 点検項目 | 点検時の指摘事項 | 指導内容 | 年度 |
|-----|------|---------------|-------------|--|--|------------------------|
| 270 | 11 | (4) 点火場所・退避場所 | その他の指導(158) | 発破の合図に使用するサイレンに不具合がある。 | サイレンの点検整備を確実に行うこと。 | 2018 |
| 271 | 11 | (4) 点火場所・退避場所 | 159 | トンネル現場で、発破時は坑内で退避しているが、退避場所が指定されていない。 | 発破時の安全な退避場所を指定し、標示すること。 | 1999・2000 2019・2020 |
| 272 | 11 | (4) 点火場所・退避場所 | 159 | 明り発破の際の退避を安全な場所としているが、退避場所が明確でない。 | 退避場所は安全な場所を指定し、標示すること。 | 2001・2018 |
| 273 | 11 | (4) 点火場所・退避場所 | 159 | 点火場所、退避場所、喫煙所が同じ場所となっている。 | 喫煙所を別な場所に移動すること。 | 2009 |
| 274 | 11 | (4) 点火場所・退避場所 | その他の指導(159) | 退避場所が坑口に指定されているが、退避場所の標示が、点火場所になされている。 | 退避場所の標示は、実状に合わせて点火場所ではなく、退避場所である坑口に移動すること。 | 2011 |
| 275 | 11 | (5) 発破記録 | 161 | 指名された発破記録責任者以外の者が発破記録を記入している。 | 発破記録の記入は発破記録責任者が行うこと。 | 2010 |
| 276 | 11 | (6) 不発残留薬の処理 | 162 | 発破記録に不発残留薬の有無が記載されていない。 | 発破記録には不発残留薬の有無を明確に記録すること。 | 2001 |
| 277 | 11 | (6) 不発残留薬の処理 | 163 | 不発残留薬の回収箱に表示がない。 | 不発残留薬の回収箱には「不発残留薬回収箱」と表示すること。 | 2000 |
| 278 | 11 | (6) 不発残留薬の処理 | 163 | 不発残留薬回収箱に回収用の穴がなく、施錠がされていない。 | 不発残留薬回収箱には回収時に投入できる穴を開けておき、施錠しておくこと。 | 2001・2002 2012 |
| 279 | 11 | (6) 不発残留薬の処理 | 163 | 2箇所 の点火場所に備えてある不発残留薬回収箱の1箱が施錠されていない。 | 不発残留薬回収箱には施錠しておくこと。 | 2002 |
| 280 | 11 | (6) 不発残留薬の処理 | 163 | 不発残留薬回収箱が1箱しかない。 | 不発残留薬は親ダイ、増ダイの両方が発生する可能性があるため、上面穴アキ、施錠可能な運搬箱を2箱設置すること。 | 2008・2010 2011・2018 |

火薬類消費現場点検時の 指 導 事 項 集 (1998年度～2022年度)

点検事項の番号: 火薬類消費現場点検表Ver1.0(2023.9.20)と共通

| No. | 点検事項 | | 点検項目 | 点検時の指摘事項 | 指導内容 | 年度 |
|-----|------|--------------|-------------|---|---|-------------------|
| 281 | 11 | (6) 不発残留薬の処理 | 163 | ずり捨て場(ずり仮置き場)に、不発残留薬回収箱が設置されていない。 | ずり捨て場(ずり仮置き場)にも、親ダイ、増ダイの不発残留薬回収箱を各々設置すること。 | 2012・2017 2019 |
| 282 | 11 | (6) 不発残留薬の処理 | 163 | 切羽付近及びずり捨て場において増ダイ(アンホ)の不発残留薬回収箱が設置されていない。 | 切羽付近及びずり捨て場において増ダイ(アンホ)の不発残留薬回収箱を設置すること。 | 2012 |
| 283 | 11 | (6) 不発残留薬の処理 | その他の指導(163) | 切羽に備えてある不発残留薬回収箱の表示は「残火薬回収箱」となっている。 | 「不発残留薬回収箱」と表示することが望ましい。 | 2000 |
| 284 | 11 | (6) 不発残留薬の処理 | その他の指導(163) | 不発残留薬の処理フロー図の掲示がない。 | 不発残留薬の処理フローの周知のため、発破場所付近、ずり置場等にフロー図を掲示することが望ましい。 | 2008 |
| 285 | 11 | (6) 不発残留薬の処理 | その他の指導(163) | ずり仮置き場、ずり捨て場に不発残留薬に関する掲示がない。 | ずり仮置き場、ずり捨て場にも不発残留薬に関する掲示をし、教育を実施すること。 | 2010・2016 |
| 286 | 11 | (6) 不発残留薬の処理 | その他の指導(163) | 発破掘削積み込み箇所と盛土部との途中にある土質改良ヤードに不発残留薬回収箱が設置されていない。 | 不発残留薬が発見される可能性があるため、不発残留薬回収箱を設置することが望ましい。 | 2013 |
| 287 | 11 | (6) 不発残留薬の処理 | その他の指導(163) | 場内ずり選別仮置き場に不発残留薬回収箱を設置され管理されているが、二次運搬先の他社の管理最終土捨場の管理者と情報交換されていない。 | 場内ずり選別仮置き場に不発残留薬回収箱を設置され管理されているが、二次運搬先の他社の管理最終土捨場の管理者とその都度情報交換を持つようにすること。 | 2015 |
| 288 | 11 | (7) 飛石事故防止対策 | 166 | 付近住民に対する注意看板に発破時刻(作業時間帯)、警報等が記載されていない。 | 危険区域、発破時間(作業時間帯)、警報等を掲示した注意標識を付近住民等の第三者から見やすい場所に掲示すること。 | 2011・2016 |
| 289 | 11 | (7) 飛石事故防止対策 | 166 | 第三者に対する発破等の注意標識が外部から見えない場所に掲示されている。 | 第三者からも視認しやすい位置に掲示すること。 | 2015 |
| 290 | 11 | (8) 雷対策 | 167 | 雷対策を集合場所等に掲示していない。 | 雷対策を集合場所等に掲示すること。 | 1998 |

火薬類消費現場点検時の 指 導 事 項 集 (1998年度～2022年度)

点検事項の番号: 火薬類消費現場点検表Ver1.0(2023.9.20)と共通

| No. | 点検事項 | | 点検項目 | 点検時の指摘事項 | 指導内容 | 年度 |
|-----|------|---------------|-------------|---------------------------------------|--|------------------------|
| 291 | 11 | (8) 雷対策 | 167 | 「雷に対する火薬類の取扱体制」として掲示されているが具体性に欠ける。 | 雷の対策は、発生探知から退避・作業開始に至る一連の周知方法や各々の場所（見張所、点火場所等）における行動方法・手順を明確にすること。 | 2012 |
| 292 | 11 | (8) 雷対策 | その他の指導(167) | 雷対策の連絡体制に責任者が明記されていない。 | 雷対策の連絡体制に責任者を明確にすること。 | 2009 |
| 293 | 11 | (8) 雷対策 | その他の指導(167) | 点火場所に掲示された雷対策が、他所に掲示したものと異なっている。 | 点火場所などに掲示されている雷対策は、同一内容の掲示とすること。 | 2011 |
| 294 | - | 作業場内 | その他の指導 | 火薬類の空箱が、そのまま見張所のゴミ箱として使われている。 | 再利用する場合は、標示をガムテープ等で覆い見えなくすること。 | 2000 |
| 295 | - | 検査立会い | その他の指導 | 現場点検時に本・支店からの立会い者がいない。 | 現場点検に当たっては、社長宛に点検実施についてお願い書を送付し、本・支店の担当者にも立ち会っていただくようお願いしている。ぜひ立会いをお願いしたい。 | 2003・2013 2014・2015 |
| 296 | - | 掲示物 | その他の指導 | 火薬類消費に関する掲示物が少ない。 | 火薬類消費に関する掲示物を効果的に配置し、注意喚起に努めること。 | 2007 |
| 297 | - | 発破作業掲示物 | その他の指導 | 「発破作業のポイント」(リーフレット)を使用した掲示物が旧版になっている。 | 「発破作業のポイント」(リーフレット)を使用した掲示物を最新版にすること(発破記録の記入者が防塵マスクをしている絵が最新版)。 | 2011 |
| 298 | - | 見張所、火薬関係書類の掲示 | その他の指導 | 見張所に火薬関係の掲示がない。 | 見張所にも火薬関係の掲示を行うのが望ましい。 | 2011 |
| 299 | - | 「自主基準」 | その他の指導 | 旧版の「自主基準」にて管理が行われている。 | 最新版で管理すること。 | 2012 |
| 300 | - | 書類整理 | その他の指導 | 火薬類関係書類の整理が良くない。 | 火薬類関係書類のファイリングは「自主基準」様式等により整理を良くしておくこと。 | 2001・2003 |
| 301 | - | 帳簿、識別措置 | その他の指導 | 火薬関係ファイルには⊕マークが付いていない。 | 火薬関係ファイルには⊕マークを付けることが望ましい。 | 2011 |

火薬類消費現場点検時の 指 導 事 項 集 (1998年度～2022年度)

点検事項の番号: 火薬類消費現場点検表Ver1.0(2023.9.20)と共通

| No. | 点検事項 | | 点検項目 | 点検時の指摘事項 | 指導内容 | 年度 |
|-----|------|-------------|--------|------------------------------|---|------|
| 302 | - | 取扱従事者の指名・届出 | その他の指導 | 結婚による改姓があった従事者の変更手続きがされていない。 | 結婚による改姓があった従事者の必要な変更箇所は、速やかに変更手続きを行うこと。 | 2016 |
| 303 | - | 退避場所及び避難訓練 | その他の指導 | 緊急時の避難方法の確認と避難訓練がなされていない。 | 取扱所が急斜面下に設置されているため、昼夜体制となるまでに緊急時の避難方法の確認と避難訓練を実施すること。 | 2016 |
| 304 | - | 保安空地の明示 | その他の指導 | 保安空地の明示に使用している鉄筋の根入れがゆるい。 | 火工所、取扱所の保安空地を明示した鉄筋棒が傾いた場合には保安空地内に侵入する懸念があるため、鉄筋棒の根入れを十分に行い、外柵から1m以上離すこと。 | 2016 |
| 305 | - | 発破作業退避場所 | その他の指導 | 退避場所が狭隘である。 | 退避場所は、十分な広さを確保すること。 | 2016 |

火薬類消費現場点検時の
指導事項集

編集委員

火薬類対策部会 企画専門部会

| | | | |
|----|----|-----|----------|
| 川島 | 義和 | 主査 | (鉄建建設) |
| 青柳 | 隆浩 | 副主査 | (鹿島建設) |
| 末松 | 幸人 | 委員 | (フジタ) |
| 森川 | 淳司 | 委員 | (銭高組) |
| 三井 | 聡 | 委員 | (日本国土開発) |
| 谷口 | 翔 | 委員 | (安藤・間) |

2023年12月 第6版発行

編集 一般社団法人 日本建設業連合会
公衆災害対策委員会
火薬類対策部会
建設三団体安全対策協議会

発行 一般社団法人 日本建設業連合会
〒104-0032
東京都中央区八丁堀2-5-1 東京建設会館8階
TEL 03-3551-8812 FAX 03-3551-0494
<http://www.nikkenren.com/>